

令和6年1月4日

お客さま 各位

としん災害復旧ローンの取扱開始について

このたびの「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

砺波信用金庫（理事長 松本昭浩）は、今般の地震の影響による被害に対する復旧振興にかかる幅広い資金ニーズに迅速にお応えするため、個人の方を対象に「災害復旧ローン」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

なお、概要については、下記のとおりとなっております。

記

<災害復旧ローンの概要>

商品名	としん災害復旧ローン
お取扱期間	令和6年1月4日（木）～令和6年6月28日（金）
ご利用いただける方	令和6年能登半島地震により被害を受けた個人の方（り災証明書は不要）
お使いみち	被災からの生活再建にかかる資金 ①住宅の補修・修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具・家電等の修理・買換費用 ④申込人が当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金（借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含む）※ ※①から③のいずれかと合わせた申込に限ります
ご融資金額	500万円以内
ご融資利率	1,25%（固定金利・保証料含む）
ご融資期間	3カ月以上10年以内
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6カ月以内） ※保証金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です。
お支払方法	原則、ご購入先等に振込みさせていただきます。
保証会社	（一社）しんきん保証基金

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

砺波信用金庫融資管理部

TEL0763-22-2200

